

育児休業取得期間証明書

練馬区教育委員会教育長 宛て

[事業所記入欄]

下記の者は、当事業所就業規則等により、以下の期間、育児休業を取得していることを証明いたします。

勤務者氏名		勤務者住所	練馬区
育児休業 取得期間	年 月 日 から 年 月 日まで ※1		
	※育児休業を切れ目なく延長する場合の始期は、当初の開始年月日をご記入ください。		
◎勤務者が、児童の入園ができ次第、育児休業期間を切り上げて復職を希望する場合 ※2			
<input type="checkbox"/> 復職可 <input type="checkbox"/> 復職不可			

☆育児休業期間終了後の勤務時間等について、すでに育児時間・育児短時間勤務等の取得が予定されている場合は以下もご記入ください。

取得内容(予定)	
取得期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (取得可能期間ではなく、事業所が承認した期間をご記入ください。)
取得時の勤務日数	1か月当たり 日
取得時の勤務時間	時 分 から 時 分 まで ※3

所在地

事業所名

代表者氏名

電話番号

印
(省略可)

証明日 令和 年 月 日

記入担当者(所属・氏名)

※記載内容に疑義が生じた場合、電話等により照会させていただく場合があります。
※本内容を無断で作成または改変を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

[保護者記入欄]

日中連絡先 () 母・父・その他()

(フリガナ)
児童氏名

生年月日 年 月 日

該当するものに
チェックしてください。 申込中
 在園中
施設名()(フリガナ)
児童氏名

生年月日 年 月 日

該当するものに
チェックしてください。 申込中
 在園中
施設名()

※1 入園後に出産して育児休業を取得する場合、取得期間によっては在園児童が退園になることがあります。

※2 勤務者が育児休業中であっても、児童の入園ができ次第、育児休業期間を切り上げて復職が可能な場合に限り利用申込みができます。

※3 育児時間・育児短時間勤務等の取得内容によって、算定される指数が異なります。
以下の①および②を両方とも満たす場合は、正規の勤務時間とみなして指数が算定されます。

① 短縮後の勤務時間が1日原則6時間以上あり、かつ、勤務日数は短縮しない。

② 育児短時間勤務等の終了後は、正規の勤務日数および時間で勤務する。

上記①と②のいずれかを満たさない場合は、短縮された勤務内容で指数が算定されます。

[問合せ先] 練馬区保育課入園相談係 電話 03-5984-5848
練馬区保育課保育認定係 電話 03-5984-1479